

第72回札幌市緑の審議会

会 議 録

日 時：平成28年2月16日（火）午後2時開会
会 場：STV北2条ビル 地下1階 大会議室

1. 開 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 皆様、お待たせしました。

事務局を仰せつかっているみどりの推進課長の西川でございます。

本日は、ご多用の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第72回札幌市緑の審議会を開催いたします。

以後、座って進行させていただきます。

初めに、事務局からご報告がございます。

まず、委員の出欠についてですが、本日は、小篠委員及び三上委員から欠席する旨のご連絡をいただいております。定足数につきましては、委員16名中、出席委員数は現在13名であり、過半数に達しておりますので、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定によりまして、この会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

次に、身近な公園の新規整備方針の策定に向けた基本的な考え方に関する答申について事務局から報告がございます。

○事務局（阿部造園担当課長） 造園担当課長の阿部です。

先日、委員の皆様へ送付いたしておりますが、昨年、貴重なお時間をいただきご審議いただきました身近な公園の新規整備方針の策定に向けた基本的な考え方に関する答申について、皆様からお伺いしたご意見をもとに、近藤会長に最終調整をお願いし、このたび答申書が完成いたしました。本日2月16日付で近藤会長から札幌市に対して答申を行う予定となっておりますことをご報告いたします。

なお、答申内容は、今後、市のホームページに掲載する予定となっておりますことをあわせてご報告いたします。

委員の皆様には貴重なご意見をいただきましたことを、この場をおかりいたしまして、改めてお礼申し上げます。

ありがとうございました。

○事務局（西川みどりの推進課長） 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

一番上が第72回札幌市緑の審議会次第という1枚物です。次に、座席表1枚物です。そして、緑の審議会名簿1枚物です。そして、説明資料として、保存樹木の指定と解除について、参考資料集として、法令一覧をお配りしております。

ご確認の上、資料に不備がありましたら、ご連絡ください。

本日の審議会におきましては、保存樹木の指定と解除についてご審議いただき、ご意見、ご指摘等を賜りたいと思います。

それでは、近藤会長、進行のほど、よろしく願いいたします。

2. 議 事

○近藤会長 それでは、次第に従いまして、進めていきたいと思っております。

次第の2の進行の保存樹木の指定及び解除についてです。

まず初めに、保存樹木の指定の指定制度のあらましを、その後に指定する候補の樹木の概要について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

指定を解除する樹木につきましては後ほど審議したいと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 改めまして、保存樹木の担当をしておりますみどりの推進課長の西川でございます。

【議案資料－１】私から、保存樹木の指定と解除についてご説明させていただきます。

資料冒頭に記載しておりますが、本日の案件は、経王寺というお寺にありますイタヤカエデを新たに保存樹木に指定するもの、また、日泰寺というお寺にありますイチョウの木を保存樹木の指定から解除するものでございます。

お配りした説明資料に沿ってご説明してまいります、前方のスクリーンにも同様の内容を映し出しますので、あわせてごらんいただければと思います。

なお、参考資料には、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律、同施行令、同施行規則、札幌市緑の保全と創出に関する条例、同条例施行規則のうち、保存樹木に関する項目の抜粋、札幌市保存樹木等取扱要領を添付しております。また、一番最後に、札幌市にあります保存樹木の一覧もつけておりますので、必要に応じてごらんください。

【議案資料－２】それでは初めに、保存樹木制度について概要をご説明いたします。

札幌市では、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律及び札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づきまして、保存樹木を指定しております。なお、緑の保全と創出に関する条例は平成13年の施行ですが、それ以前は札幌市緑化推進条例により保存樹木の指定をしております。昭和55年以降は、全て条例の規定に基づき指定しております。

【議案資料－３】現在、法律によりまして、樹木44本、樹林約3.5ヘクタールを指定しており、また、条例によりまして、樹木16本、樹林約8.8ヘクタールを指定しております。あわせて、札幌市全体では、樹木60本、樹林約12.2ヘクタールを保存樹木、保存並木として指定しております。

【議案資料－４】こちらでは、市内の指定箇所を赤丸で示しております。保存樹木は市街地の中に残る貴重な緑であることがわかるかと思います。

【議案資料－５】それでは、指定箇所の中から代表的なものをいくつかご紹介いたします。

初めに、昭和43年に法律で指定しました東区北10条東11丁目の大覚寺です。こちらでは、イチョウ3本、シダレヤナギ2本、ヤチダモ1本を指定しております。

【議案資料－６】次に、同じ年に指定した中央区南7条西8丁目の東本願寺札幌別院です。イチョウ1本、ヤナギ1本、カシワ2本の合計4本を指定しております。

【議案資料－７】次に、昭和58年に条例で指定しております豊平区羊が丘の北海道農業研究センターです。カラマツとヨーロッパトウヒ等の並木を指定しております。

【議案資料－８】次に、昨年度に条例で指定いたしました南区真駒内緑町4丁目五輪団

地のカシワです。全体的には民有地にある樹木が多いのですが、保存樹木の指定を行いまして、所有者、管理者の方々に良好な保存をお願いしております。

【議案資料－9】 それでは、制度について詳しく説明してまいります。

初めに、援助内容についてです。

樹木が良好に管理されている場合、札幌市は、1年間に樹木1本当たり5,000円、樹林1平方メートル当たり10円の管理謝礼を払っております。また、樹木の保存のために助言を行うことができ、必要な場合には樹木医に樹木診断を依頼することができます。

【議案資料－10】 条例上、所有者、管理者には樹木を保存する義務があり、幹や大きな枝の伐採、幹周辺の土を掘ったり盛ったりする行為、保存樹木の所有者または管理者の変更があった場合、保存樹木がなくなったり傷ついたり枯れた場合、その他特別な理由により保存樹木の指定解除を申請する場合につきましては、事前に担当部局までご相談していただく必要があります。

【議案資料－11】 保存樹木の指定に当たっては、条例第24条第2項によりまして、緑の審議会のご意見を聞く旨が指定されております。また、解除につきましても、第24条第9項に同様の規定があることから、今回の指定と解除に当たりまして、本審議会においてご意見をお伺いするものであります。

【議案資料－12】 それでは、初めに、保存樹木の指定案件からご説明いたします。

保存樹木の指定基準については、札幌市緑の保全と創出に関する条例の中で、「市長は、樹木又は並木であって、由緒由来のあるもの、学術的価値の高いもの又は美観風致を維持するために必要なものを、保存樹木又は保存並木として指定することができる」と定めております。

【議案資料－13】 樹木の大きさの基準としては、札幌市保存樹木等取扱要領によりまして、幹の周囲が1.5メートル以上であること、高さが15メートル以上であることと定めております。

【議案資料－14】 今回の指定候補樹木は、国道36号線に面しました豊平区豊平4条3丁目13番7の経王寺の境内にあります。

【議案資料－15】 樹種はイタヤカエデで、大きさは、高さ15メートル、幹周248センチメートル、枝張り15メートル掛ける15メートルでありまして、先ほど説明した取り扱い要領に規定されている指定要件を満たしております。

【議案資料－16】 【議案資料－17】 現状の写真をごらんください。

この樹木は、境内の駐車場の開けた一角で自然樹形を保って生育しております。

【議案資料－18】 次に、由緒由来についてです。

所在地は、明治8年に開拓使から払い下げを受けた松井寛義上人によって開山されて以降、寺院境内として現在まで残っております。敷地内には、昭和43年に法律により指定した保存樹木があり、今回ご意見をお伺いする樹木は、平成27年10月の保存樹木現地確認の際に、住職から、直接、後世に残したい木があるとして紹介を受けたものです。

【議案資料－19】その後、本市で11月12日に樹木医による樹木診断を行いましたので、その結果についてご説明いたします。

初めに、樹勢診断とは、生育の旺盛さを診断するものです。こちらは、上から1番目の「健全か健全に近い」との結果が出ております。

【議案資料－20】続きまして、外観診断です。外観診断とは、傷やキノコの有無などの診断です。こちらにも上から1番目の「健全か健全に近い」との結果が出ておりますが、木づちで打ったときに異常な音が確認されたため、内部が腐っていることが疑われることから、精密診断を行うことといたしました。

【議案資料－21】精密診断は、金属の細長い針を幹に差し込み、その際の抵抗を測定するレジストグラフを用いて行いました。健全な部位では抵抗が強く、腐っている部位では抵抗が弱く、腐れが進んだ空洞部には抵抗がありません。

【議案資料－22】抵抗のデータから異常部の想定をしたものがこちらの図です。地面に近いところにやや空洞があるものの、上から2番目の「ほぼ健全」という結果になりました。

【議案資料－23】これらの診断から、総合判定で上から2番目の「ほぼ健全」という結果になりました。所見では内部に一部の腐朽があるものの、空洞の断面が小さく、倒木等の可能性はほとんどないと報告されております。

【議案資料－24】参考までに、平成5年に条例で指定しております雪印種苗株式会社のイタヤカエデを紹介いたします。

こちらは、平成27年の測定時に幹周227センチメートルでしたが、経王寺のイタヤカエデは、幹周248センチメートルとより太く、同等かそれ以上の大きさであると言えます。

【議案資料－25】札幌市としましては、この樹木が指定基準を満たしておりまして、樹木診断の結果、健康であることがわかりましたので、この樹木を札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく保存樹木として指定を進めることが可能であると判断しております。

以上のような状況ですが、保存樹木の指定につきまして、審議会の皆様のご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

ただいまご説明をいただきました保存樹木の指定につきましてご意見やご質問がございましたら、お願いたします。

○高橋委員（議案資料－13）の保存樹木の指定基準の（2）にある学術的価値の高い樹木とはどういうことを言っているのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 人々が入植する以前から自然に生えていた樹木など、その土地の自然遺産的色合いが濃いものという定義です。

○近藤会長 ほかにございせんか。

それでは、私からです。

私としては、この樹木を指定して問題はないと考えますが、**植樹**を見ると少し小さいイ

メージを持つのです。写真ではっきりわからないのですが、**植粧**の大きさが小さいと思うのですが、その辺について樹木医の方は何かおっしゃっておりませんでしたか。これで十分だという話でしたか。

幹があって、露出している地面の面積が少ないのではないかということです。

○事務局（西川みどりの推進課長） コンクリートに覆われた駐車場の中にあるのですが、細い根が十分発達しているということで、樹木医からは問題がないとの報告を受けております。

○近藤会長 ありがとうございます。

ほかに、何でも結構ですので、わからないことでもあれば、お願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 皆さんから特にご意見がないようですし、保存樹木の指定要件にもかなっていると思いますので、イタヤカエデの保存樹木の指定について承認してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 それでは、承認ということでお願いいたします。

どうもありがとうございました。

次に、先ほどは新しい樹木を承認するかどうかということでしたけれども、（2）の保存樹木の解除についてでして、今まで指定していた保存樹木を解除したいということのようです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 【議案資料-26】続きまして、指定解除についてご説明いたします。

【議案資料-27】このたび、条例にて保存樹木に指定している樹木所有者から保存樹木等解除申出書が提出されましたので、条例第24条第7項と第9項によりまして、保存樹木の指定解除について本審議会にご意見をお伺いするものです。

【議案資料-28】解除候補樹木の所在地は、中央区南6条西10丁目、石山通に近い日泰寺の境内でございます。

【議案資料-29】樹種はイチョウで、昔、住職の自薦によりまして指定が検討されまして、昭和58年に告示されております。日泰寺を開山しました法谷日泉上人が大正10年ごろに防火を目的としまして10本ほど植栽したものの一部です。雄木ということで、秋には紅葉の黄色い落ち葉が美しいじゅうたんをつくったとのこと。指定当時の推定樹齢が70年でしたので、現在は100年ほどの樹齢と思われま。

【議案資料-30】指定当時、昭和58年ごろと平成27年、昨年6月の様子でございます。

道路上のほぼ同じアングルから撮影しております。

【議案資料-31】平成27年6月の様子です。先ほどと違いまして、境内の内側から撮影しております。樹木に大きな異常は見られません。

【議案資料－32】次に、先ほどと同じアングルから撮影した平成27年12月の様子です。左のイチョウは根元から伐採、右のイチョウは半分程度に強く剪定されてしまいました。

【議案資料－33】これらの伐採が発覚した経緯についてご報告いたします。

保存樹木は、年に一度、現場に赴きまして、管理状況を確認しております。冬に管理謝礼をお支払いしておりますので、日泰寺の樹木につきましては、昨年6月に現地を確認した際に異常がないことを確認しておりましたが、12月になりまして、管理謝礼の支払いの口座番号や名義の確認などで連絡しましたときに日泰寺から伐採などを行った旨の報告を受けました。

お話を聞いたところ、夏場の暴風、秋近くに強い風が吹いていたと思うのですが、ああいった風で枝が落ちまして、人に当たりそうになったということから、今後の管理が難しいと判断し、伐採したため、解除を申し出るとのことでした。その後、こちらで定める様式にて正式に解除の申し出をしていただいたところでした。

【議案資料－34】本来であれば、幹や大きな枝の伐採は事前にご相談をいただく必要がありましたが、今回のケースでは、災害の回避が目的とはいえ、無断で伐採及び強い剪定をされてしまいました。

【議案資料－35】条例第24条第7項では、保存樹木の指定理由が消滅したときは指定を解除しなければならないと定めております。札幌市としましては、樹木の現状に鑑みますと、この2本の樹木については、保存樹木の指定を解除するべきであろうと判断しています。

【議案資料－36】以上のような状況でございますので、条例第24条第9項の規定に基づきまして、審議会の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○近藤会長 簡単に言えば、住職の自薦で保存樹木に指定してほしいと言われ、指定したところ、知らないうちに切られていたということですね。（議案資料－32）にありますように、1本は伐採して、1本は枝がほとんどなくなってしまった状況です。なくなってしまったからには解除する以外にないと思いますけれども、何かご意見がございましたら、お願いいたします。

それでは、大高委員、お願いいたします。

○大高委員 （議案資料－32）の写真です。

左側の木は伐採されてしまっているのですが、解除せざるを得ないと思います。ただ、右側の木は、相当切られていますけれども、葉っぱが蘇生することはないのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 葉っぱが蘇生することはございます。ただ、札幌市が保存樹木として指定するのはいかがかということですね。これだけ強く剪定されてしまった以上、保存樹木としてはふさわしくないのではないかと考えております。

○近藤会長 それでは、今井委員、お願いいたします。

○今井委員 この木に関しては、解除はやむを得ないかと思えます。

指定されたときに所有者のときにこういう制限があるのですというご説明はされているのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 現在はちゃんとしているのですけれども、指定したのが昭和58年であり、そのときにそこまでしたかは今となってはわかりません。条例も以前のものでして、当然、こういうことはしてはいけないとはお願いしているのですけれども、長い年月がたっているものですから、記憶や何かが曖昧になっている可能性は否定できないかなと思います。

○近藤会長 文書の受け渡しをやっておらず、口頭だけのお話だったのですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） いえ、指定のときには文書をお渡ししておりますので、こういうことですのでということをお願いしているはずです。

それでは、椎野副会長、お願いいたします。

○椎野副会長 今回の審議事項ではないのかもしれませんが、謝礼の扱いというのはどのようになるのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 毎年払いますと言っているのですけれども、決めがしっかりしておりません。年度末にお支払いしておりますが、これは1年間保ってもらったということで、どこかの時点なのかはわかりませんが、途中で伐採されたものに対してお支払いするのは相当ではないのかなと考えております。

○近藤会長 ほかにご意見はございませんか。

それでは、新海委員、お願いいたします。

○新海委員 資料の取り扱い要領の保険の第9条です。

保存樹木等に指定したものについては市が賠償責任保険に加入することができるのですが、これはどんな保険なのでしょう。また、全部が全部入っているものなのかを伺いたいと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） これは、事故があった場合の保険でありまして、保存樹木だけではなく、公園での事故もあるかと思っておりますけれども、そういったとき、第三者に何かがあったときのための賠償責任保険です。ですから、当然、保存樹木はかなり老木になりますし、先ほども倒れたら困ると住職が危惧されているとお話しいたしましたが、万が一倒れて第三者に危害を与えた場合にその賠償を担保する保険だにご理解ください。

○新海委員 保存する樹木で何かがあったらというのは全体にかかっているのですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 保存樹木全体です。

これまでには何もないのですけれども、札幌市が保存をお願いしているものですから、先ほどのイタヤカエデに何かがあった場合は保険の対象となります。

○近藤会長 それでは、久保田委員、お願いいたします。

○久保田委員 意見ではなく、制度についての質問です。

今回のようなケースは、安全上のことを所有者の方が判断されて、こういう対応をされたということで、ある意味、やむを得ない面があるのだらうと思うのですけれども、そも

そも、保存樹木が健全な状態で立っているのかを定期的に検査、確認するような仕組みがあるのでしょうか。

また、指定も解除も、所有者からの申告に基づいて行われているようにお見受けしました。コストがもちろんかかるとは思いますし、それでもやるべきだと言っているわけではないのですが、どんなふうに運用されているのかをよろしければ教えていただけないでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 札幌市としては、毎年1回、管理状況を確認に行っております。昨年ですと6月に参りまして、先ほどの伐採前の状況を写真に撮ってきております。このように、ちゃんとあることを確認の上、先ほどお話のあった管理謝礼をお支払いするわけです。当然、管理者の方とお話をしまして、どんな状況であるかなどを聞いております。1年に一遍が多いか少ないかということはあるかと思うのですけれども、毎年行って、ことしもまたよろしくお願ひしますというお話を管理者にさせていただいております。

○近藤会長 それでは、山田委員、お願いします。

○山田委員 今回の指定の経王寺は自薦ということでしたが、他薦というシステムはあるのでしょうか。例えば、近隣に住んでいる方があの木はすごくすばらしいので、持ち主の方と市にお願いをして指定するというようなシステムがあればいいなと思いました。

もう一つは、質問です。

今、指定してある樹木の樹種を見ますと、神社仏閣が多いということもあると思うのですけれども、北海道在来の木ではないものが非常に多いのです。そこで、樹種のガイドラインみたいなものがないのか、お聞きしたいと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） まず、自薦他薦の話についてですが、他薦ももちろんございます。昨年度に指定したものは、ほかの者から確認しまして、ふさわしいのではないかとということで、所有者なり管理者の了解を得て指定しております。

次に、樹種の関係ですが、現在の取り扱いの決めでは、北海道在来種を基本としております。過去において、そういう決めがなかった時代にそうではないものも指定しています。しかし、現在は外来種を指定せず、北海道在来種に特定しております。

○近藤会長 それでは、森本委員、お願いします。

○森本委員 今回の指定に関してはご提案どおりで結構かと思うのですけれども、山田委員のご質問に対するご回答で、運用に関してご提案がありますので、お話しいたします。

保存樹木制度に指定された場合の所有者に対する制限が（議案資料-10）に挙げられていますが、あくまで指定された樹木の保存に努めることが義務になっているようですね。

そもそも、保存樹木制度の目的に翻りますと、樹木の保存そのものが目的というよりも、美観風致を維持するためによい役割を果たすことが目的だと思います。せつかく、毎年1回、管理されたり、確認されたり、謝礼を支払ったりという札幌市の努力もあるようですので、樹木そのものを保存することだけを義務づけるのではなく、周辺の環境もあわせて

維持してくださいというような運用上の目的を明確にしていてもいいのではないかと
うふうに思いました。

先ほど、北海道の在来種を基本とするという変革もあったとお聞きしましたし、この制
度によってよりよい札幌市の緑を担保することを目指すならば、樹木だけではなく、周辺
の環境も同時に守っていただくというような運用があってもいいのではないかと思
いました。

というのは、スライドを見せていただくと、一本一本の木は立派なのですけれども、置
かれた環境によって見え方が大分違うなというのが率直な印象です。その木があること
によってその地域の美観風致が担保されることが本来の目的ですので、そういったこともあ
わせて目指していかれたらどうかと考えました。

○事務局（西川みどりの推進課長） ありがとうございます。

今後、そういったことも考えながら指定したいと思います。

○近藤会長 例えば、（議案資料-30）を見ると、指定当時は周りに建物がなかったの
です。ただ、時の流れで周りに建物が建ってきたということもあるのでしょうか。

それでは、小西委員、お願いいたします。

○小西委員 伐採された木に関して、人に災いが来るので伐採したということでしたね。
しかし、これは保存樹木なので、何で伐採する業者にお電話する前に札幌市にお問
い合わせをしなかったのか、疑問に思いました。そして、年に1回、6月に行っています
というだけでは、個人で管理するのも難しいときがあるのではないかとも思いました。ま
た、ざっと見たとき、5,000円だけで、えっ、こんなにお安いのかなと思ってしまったの
です。それでは、コミュニケーションをとるなど、違う形で市としてのアプローチができる
のではないかと思うのです。

○近藤会長 僕の理解ですけれども、一つはなぜ切る前に札幌市に相談しなかったのだろ
うかということ、また、お金が安いのではないか、そして、見に行くだけではなく、持ち
主ともっと話をしたほうがいいのではないかという三つだったと思いますが、いかがで
しょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 先ほどからありましたが、保存樹木に指定する
ときはきちんと説明していると思うのですけれども、何十年もたって、認識のほか、周
りの状況も変わってきたのではないかと考えております。見たとおり、指定したときは
周りに建物が余りありませんが、今はマンションがいっぱい建っているという状況もあ
りますので、長い間の中で認識が少しずつ変わってきているのかということは推測され
ます。だからといって、それでいいわけではございませんので、保存樹木の制度につ
いて、回る都度に再度周知しなければいけないと今回の事案があって思ったところ
です。

今後も、年1回、回るわけですが、そのときには所有者や管理者の方に樹木制度につ
いていろいろとお話をしながらやっていかなければならないということが今回の反省で
ございます。

○近藤会長 それでは、石丸委員、お願いいたします。

○石丸委員 指定されたときに、木のそばに立て札はなかったのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 看板というか、立て札は立っております。

○石丸委員 今回、人に当たりそうになったから住職が切ったというのは納得がいかないですけれども、他人が切ってしまったら、住職は黙っていないのではないかと思いますので、何か納得のいかない話です。

市としては、勝手に切っても問題はないというか、罰則はないのですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 罰則はありません。

ただ、罰則ではないのですけれども、無断でやった場合には公表するシステムはありまして、それをするかどうかはこれから考えなければいけないだろうと思います。

それから、看板についてですけれども、今モニターに映っておりますとおり（議案資料-30）、右側の写真の左下に白いものがあるかと思います。こちらが保存樹木の看板です。

○石丸委員 常識的に考えて、それを見たらわかりそうなものですね。一言言いたいなどという気がします。

○近藤会長 これも意見ではなく、感想です。

小西委員が言われたように、職員が現地で確認するだけではちょっと寂しいのではないかと思います。持ち主の人との間で、状況はどうか、将来はどうするのですか、これでいいのですかという話があれば黙って切られることが少なくなるのではないかと思います。その辺はどうされていますか。

○事務局（佐々木都市緑化係長） 私は、実際に現場に行っている都市緑化係長の佐々木と申します。

敷地に入るものですから、その段階で所有者の方にご挨拶をして、保存樹木の確認に来ました、どうでしょうかというようなお話を必ずしていますし、ことしはかなり時間をかけてできたと思っております。

○近藤会長 ありがとうございます。

6月にいろいろとお話をしたのだけれども、12月に切られたということですね。

きょうは、少し時間があるようですので、ほかのことについても勉強させていただきたいと思います。

現在ある60本について、事前に相談なく切られた例はあるのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 過去に1本あります。

記録では、西区において、大きな敷地の中で1本ありました。

○近藤会長 解除した例とその理由がもしわかれば、勉強のためにお聞きいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） 3年前にサクランボの木を1本解除しています。これは、樹勢が衰え、倒木の危険があったため、所有者から解除の申出書が提出されまして、平成22年度の第64回緑の審議会で諮り、解除することが認められて、解除しております。このように、正規の手続に基づいて行っております。

○近藤会長 今までに解除はそれだけですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 平成24年のサクランボのほか、平成2年にイチョウとヒバの2本が記録として残っております。

○近藤会長 老木になり過ぎ、倒れる危険性があるものということですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 平成2年のものは建物が建つ関係だとのこと。

○近藤会長 隣の土地に干渉するということもあるのかもしれないね。

それでは、下村委員、お願いいたします。

○下村委員 樹木医が保存樹木を見られているということですが、腐りかけたものに対する薬品の散布は市がなさるのでしょうか。

○事務局（西川みどりの推進課長） 樹木医は、調子が悪いときに見てあげることができますということにして、毎回見るわけではなく、毎回行くのは職員だけです。所有者から言われ、樹木医を派遣して、樹木診断を行って、その結果、何をしたらいいということがあれば、薬など、いろいろな措置ができるかと思えます。

○下村委員 それは市のお金でなされるのですね。

○近藤会長 周りに建物が建ってくると難しいことがあるのでしょね。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ご意見がいろいろと出たのですけれども、指定の解除はやむなしというご意見が大勢だったと思いますので、保存樹木の解除につきましては本審議会として承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○近藤会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、保存樹木の指定と解除に関する審議を終了いたします。

最後に、全体を通してご意見やご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○近藤会長 事務局からはございませんか。

それでは、これで第72回札幌市緑の審議会の審議は全てを終了いたします。

事務局からお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 本日は、皆様、ご多用の中をご審議くださりましてありがとうございます。

今年度の審議会につきましては、今回で最後となる予定です。今後、審議いただく案件が生じましたら、改めて皆様にご連絡させていただきたいと思っておりますので、その際はよろしくをお願いいたします。

また、来年度の事務局の体制についてご報告がございます。

当審議会の事務局でありますみどりの推進部は、現在は札幌市環境局に属しておりますが、本年4月に行う機構再編に伴いまして、この春から建設局へ移管される予定となっております。建設局移管になった後につきましても、審議会の運営はこれまでと同様に勧めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、引き続きご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で、第72回録の審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上